

(2) 実現のための方策別事業一覧

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

(1) 道路修景整備事業

1	道路修景整備事業 北野上七軒界わい地区	建設局	7	2	1	ア
2	道路修景整備事業 小川通周辺地区	建設局	7	2	1	イ
3	道路修景整備事業 三条周辺地区	建設局	7	2	1	ウ
4	道路修景整備事業 清水周辺地区	建設局	7	2	1	エ
5	道路修景整備事業 清水・祇園地区	建設局	7	2	1	エ

(2) 無電柱化等事業

1	無電柱化等事業	建設局	7	2	2	ア
2	無電柱化事業(国直轄事業)	京都国道事務所	7	2	2	イ

(3) 間伐材を利用した道路付属物の整備事業

1	横断防止柵等への間伐材活用事業	建設局	7	2	3	
---	-----------------	-----	---	---	---	--

(4) 京(みやこ)のみちデザイン指針の策定

1	京(みやこ)のみちデザイン指針の策定	建設局	7	2	4	
---	--------------------	-----	---	---	---	--

(5) 観光案内標識の充実整備

1	観光案内標識の整備	産業観光局	7	2	5	ア
2	観光案内標識アップグレード推進事業	産業観光局	7	2	5	ア
3	観光案内標識設置事業	産業観光局	7	2	5	ア
4	ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化	産業観光局	7	2	5	イ
5	観光案内標識等のネットワーク化の推進(東山区)	東山区	7	2	5	ウ
6	「まちかどまっぷ」の整備事業	建設局	7	2	5	エ

(6) 交通環境・駐車場等整備

1	「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	都市計画局	7	2	6	ア
2	新・駐車場整備計画の策定	都市計画局	7	2	6	イ
3	観光地交通対策	都市計画局	7	2	6	ウ
4	都心部放置自転車等対策アクションプログラム	建設局	7	2	6	エ

(7) 御蔭橋改修事業

1	御蔭橋改修事業	建設局	7	2	7	
---	---------	-----	---	---	---	--

(8) 文化財とその周辺を守る防災水利整備事業

1	文化財とその周辺を守る防災水利整備事業	消防局	7	2	8	
---	---------------------	-----	---	---	---	--

(9) 都市公園事業

1	都市公園事業【淀城跡公園】	建設局	7	2	9	
2	都市公園事業【円山公園】・名勝円山公園再整備(修復)事業	建設局	7	2	9	

(10) 京の道づくり事業

1	歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業	建設局	7	2	10	
---	-----------------------	-----	---	---	----	--

(11) 雨庭整備事業

1	雨庭整備事業	建設局	7	2	11	
---	--------	-----	---	---	----	--

(12) 史跡公園整備事業

1	史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業	文化市民局	7	2	12	
---	---------------------------	-------	---	---	----	--

(2) 実現のための方策別事業一覧

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

(1) 道路修景整備事業

1	道路修景整備事業 北野上七軒界わい地区	建設局	7	2	1	ア
2	道路修景整備事業 小川通周辺地区	建設局	7	2	1	イ
3	道路修景整備事業 三条周辺地区	建設局	7	2	1	ウ
4	道路修景整備事業 清水周辺地区	建設局	7	2	1	エ
5	道路修景整備事業 清水・祇園地区	建設局	7	2	1	エ

(2) 無電柱化等事業

1	無電柱化等事業	建設局	7	2	2	ア
2	無電柱化事業(国直轄事業)	京都国道事務所	7	2	2	イ

(3) 間伐材を利用した道路付属物の整備事業

1	横断防止柵等への間伐材活用事業	建設局	7	2	3	
---	-----------------	-----	---	---	---	--

(4) 京(みやこ)のみちデザイン指針の策定

1	京(みやこ)のみちデザイン指針の策定	建設局	7	2	4	
---	--------------------	-----	---	---	---	--

(5) 観光案内標識の充実整備

1	観光案内標識の整備	産業観光局	7	2	5	ア
2	観光案内標識アップグレード推進事業	産業観光局	7	2	5	ア
3	観光案内標識設置事業	産業観光局	7	2	5	ア
4	ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化	産業観光局	7	2	5	イ
5	観光案内標識等のネットワーク化の推進(東山区)	東山区	7	2	5	ウ
6	「まちかどまっぷ」の整備事業	建設局	7	2	5	エ

(6) 交通環境・駐車場等整備

1	「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	都市計画局	7	2	6	ア
2	新・駐車場整備計画の策定	都市計画局	7	2	6	イ
3	観光地交通対策	都市計画局	7	2	6	ウ
4	都心部放置自転車等対策アクションプログラム	建設局	7	2	6	エ

(7) 御蔭橋改修事業

1	御蔭橋改修事業	建設局	7	2	7	
---	---------	-----	---	---	---	--

(8) 文化財とその周辺を守る防災水利整備事業

1	文化財とその周辺を守る防災水利整備事業	消防局	7	2	8	
---	---------------------	-----	---	---	---	--

(9) 都市公園事業

1	都市公園事業【淀城跡公園】	建設局	7	2	9	
2	都市公園事業【円山公園】・名勝円山公園再整備(修復)事業	建設局	7	2	9	

(10) 京の道づくり事業

1	歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業	建設局	7	2	10	
---	-----------------------	-----	---	---	----	--

工 清水地区周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 清水周辺地区	H23~ <u>R2</u>	H23・H26~H32 市単独事業, H24 地域自主戦略交付金 (内閣府) H25 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)
清水・祇園地区	H30~ <u>R3</u>	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区祇園町北側～東山区清水一丁目
地内

(事業内容)

京都を代表する観光地である東山地区にある約1,150m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う(清水周辺地区)。また、約1,010m区間において石畳風舗装、景観型照明等の整備、約400m区間において石畳舗装の補修を行い(清水・祇園地区)、事業区域において観光案内標識の設置を行う。

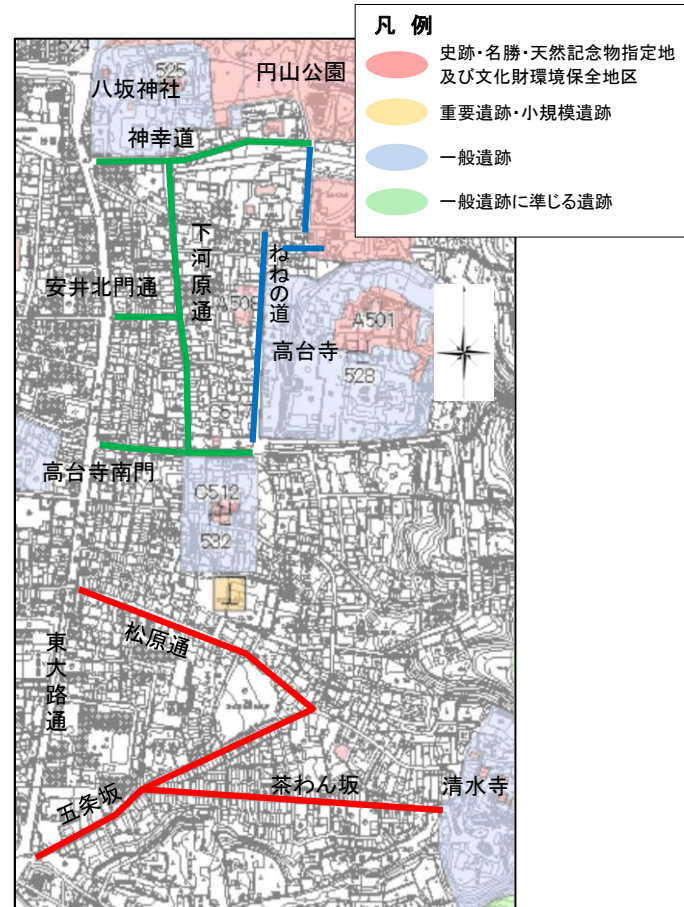
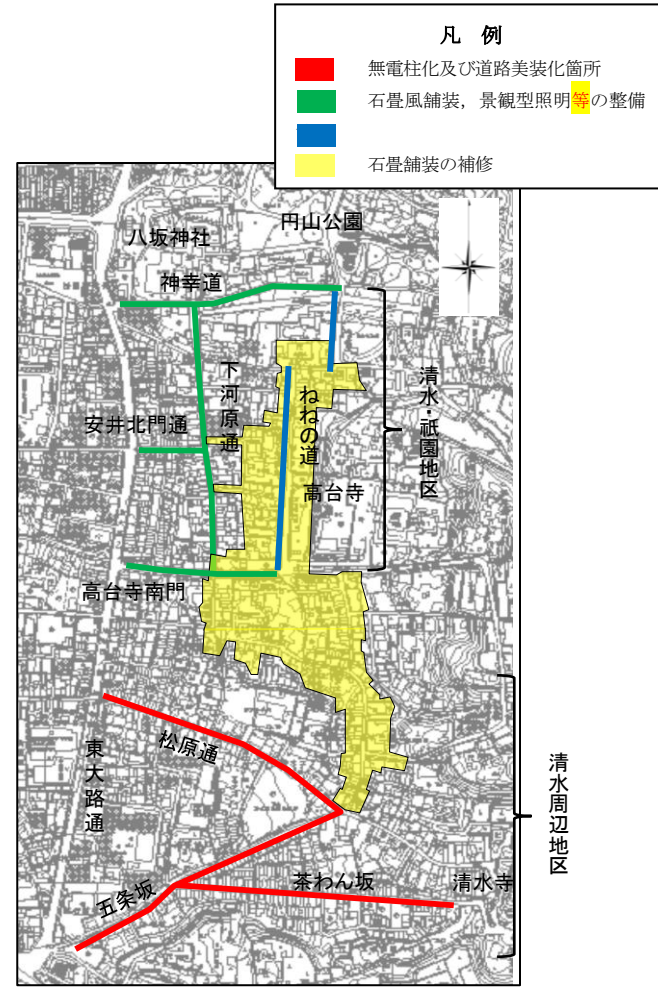
なお、当該区域に隣接する産寧坂伝統的建造物群保存地区内の主要な路線については、既に無電柱化事業が完了している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置した、産寧坂伝統的建造物群保存地区に隣接した地区であり、清水寺までのアクセス経路として現在でも多くの観光客で賑わう地域である。当該事業によって、清水地区の無電柱化をさらに進めることで、伝統的な建造物が建ち並ぶ清水寺への参詣道の町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真 7-4 清水周辺地区



工 清水地区周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 清水周辺地区	H23~H32	H23・H26~H32 市単独事業, H24 地域自主戦略交付金 (内閣府) H25 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)
清水・祇園地区	H30~H33	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区祇園町北側～東山区清水一丁目
地内

(事業内容)

京都を代表する観光地である東山地区にある約1,150m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う(清水周辺地区)。また、約1,010m区間において石畳風舗装、景観型照明の、約400m区間において石畳舗装の補修を行い(清水・祇園地区)、事業区域において観光案内標識の設置を行う。

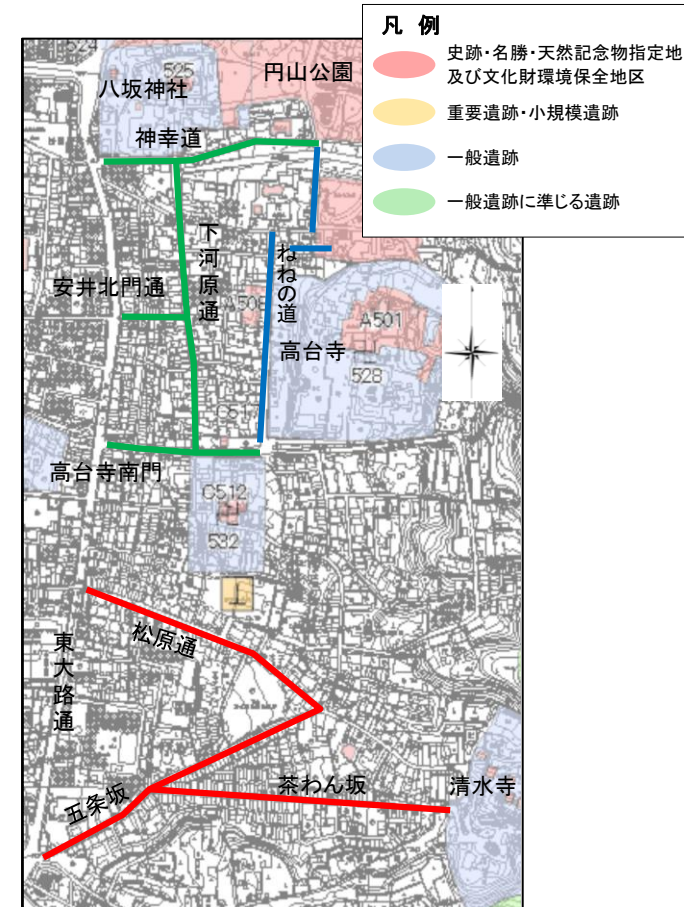
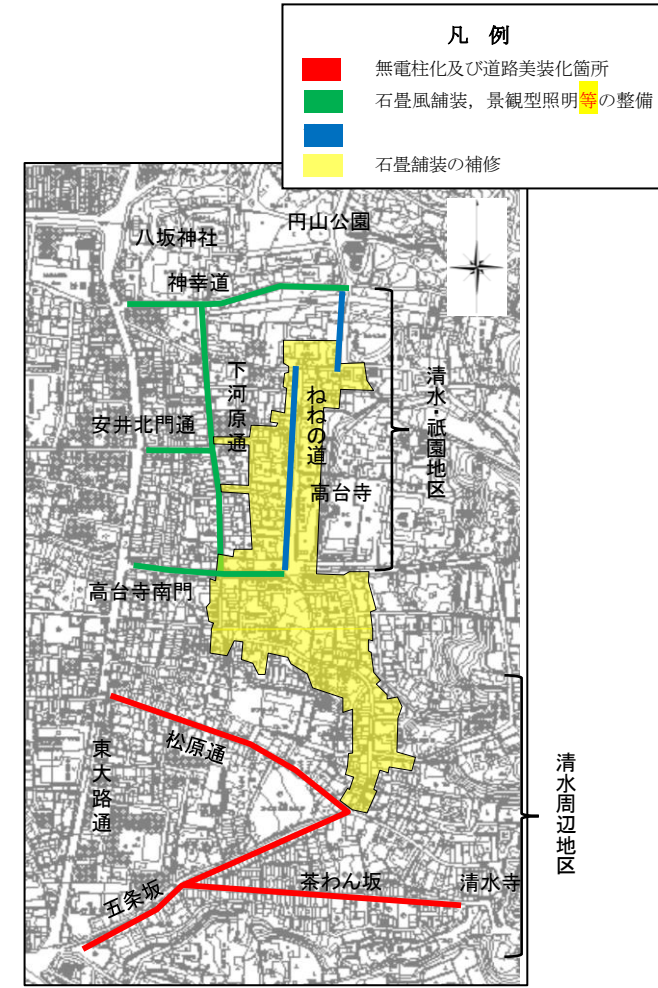
なお、当該区域に隣接する産寧坂伝統的建造物群保存地区内の主要な路線については、既に無電柱化事業が完了している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置した、産寧坂伝統的建造物群保存地区に隣接した地区であり、清水寺までのアクセス経路として現在でも多くの観光客で賑わう地域である。当該事業によって、清水地区の無電柱化をさらに進めることで、伝統的な建造物が建ち並ぶ清水寺への参詣道の町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真 7-4 清水周辺地区



(10) 京の道づくり事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業	H30	市単独事業
	R1~	歴史的観光高質化支援事業(国土交通省) 市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域)

[賀茂別雷神社\(上賀茂神社\)周辺](#)

[賀茂御祖神社\(下賀茂神社\)周辺](#)

[教王護国寺\(東寺\)周辺](#)

[醍醐寺周辺, 仁和寺周辺](#)

[鹿苑寺\(金閣寺\)周辺](#)

[本願寺\(西本願寺\)周辺](#)

[京都御苑周辺, 桂離宮周辺](#)

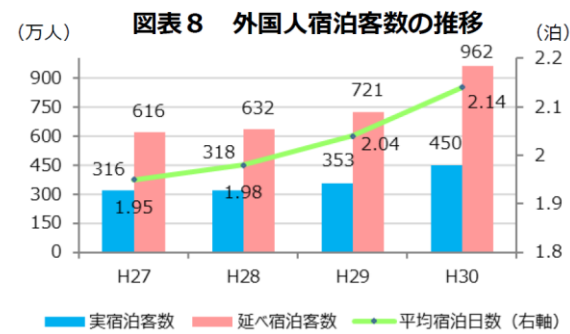
[北野天満宮周辺, 南禅寺周辺](#)

[大徳寺周辺, 妙心寺周辺](#)

[真宗本廟\(東本願寺\)周辺](#)

(事業内容)

京都市では、世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺の歴史的景観を保全・継承するため、平成30年10月から景観政策を充実させたところであり、[京都市眺望景観創生条例に視点場に指定された寺社等の周辺の通りのうち](#)本市が管理する道路を対象に、「歴史的景観を保全・継承する京の道づくり」として、周辺景観に配慮した舗装等を行っている。[こうした市内全域にわたって歴史的な町並みの魅力を高める取組により、文化的な関心が高い外国人観光客の満足度の向上を図るとともに、清水・嵐山・伏見稲荷など特定の観光地に集中する外国人観光客の分散化及び市内各地への周遊促進を図る。](#)



(参考) 外国人宿泊客数の推移

(平成30年京都市観光総合調査結果より)

【(事業事例) 北野天満宮周辺区域】

(事業内容)

北野天満宮東側に隣接する御前通については、良好な眺めを守る場所として新たに視点場に指定された一方、舗装の劣化が進行し、補修する必要が生じていたことから、「京の道づくり」として、平成30年度から2年の予定で歴史的景観と調和した舗装(石畳風舗装)整備を実施する。

また、今回の御前通の整備に併せて、北野天満宮においても一の鳥居前広場を石畳風舗装で整備されることとなっており、地域との協働によって、良好な歴史的景観の保全・継承に取り組む。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

[本事業を実施することにより、統一感のある歴史的な町並みの形成や町並み全体の質の向上を図ることができ、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。また、歴史的な町並みの魅力に磨きがかかることで、外国人観光客の満足度の向上を図ることができる。](#)

(10) 京の道づくり事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業	H30~	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 京都市眺望景観創生条例で定める視点場(参道等)

(事業内容)

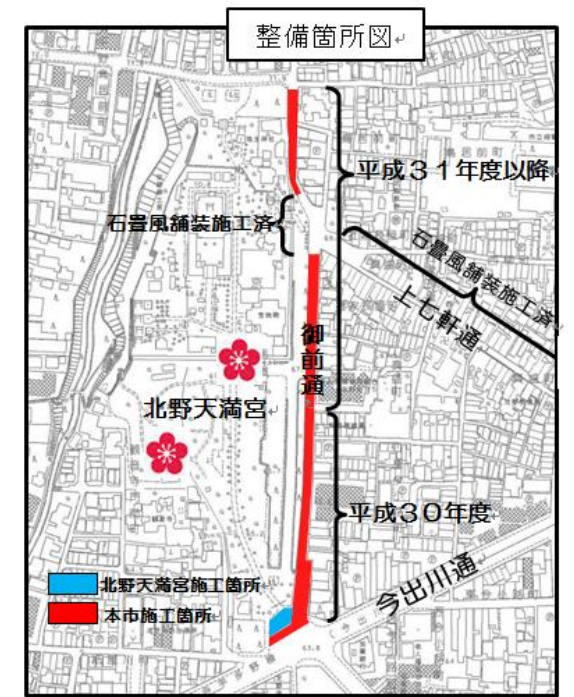
京都市では、世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺の歴史的景観を保全・継承するため、平成30年10月から景観政策を充実させたところであり、本市が管理する道路においても、「歴史的景観を保全・継承する京の道づくり」として、周辺景観に配慮した舗装等を行うこととしている。

北野天満宮東側に隣接する御前通については、良好な眺めを守る場所として新たに視点場に指定された一方、舗装の劣化が進行し、補修する必要が生じていたことから、「京の道づくり」として、平成30年度から数箇年の予定で歴史的景観と調和した舗装(石畳風舗装)整備を実施する。

また、今回の御前通の整備に併せて、北野天満宮においても一の鳥居前広場を石畳風舗装で整備されることとなっており、地域との協働によって、良好な歴史的景観の保全・継承に取り組む。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上京北野界わい景観整備地区は、歴史的市街地地区の中に位置しており、京都の歴史的風致であるもてなしの文化が受け継がれている五花街の一つである上七軒や、京都を代表する伝統産業である西陣織の同業者町によって構成されている。上七軒歌舞練場は、上七軒の花街として今なお中心的な存在で、春には北野をどりが開催され、歴史的風致を継承している。当該地区の景観を代表する茶屋が建ち並ぶ優雅な町並みを残す上七軒通は、平成22年度から25年度にかけて道路修景整備が行われた。御前通は、上七軒通の終端部や北野天満宮の東側に隣接しており、当該事業によって、道路修景が進むことで、もてなしの文化と茶屋が建ち並ぶ町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



(11)雨庭整備事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
雨庭整備事業	H29～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都市では、「京都市緑の基本計画」の実施計画である「市街地緑化の在り方」(平成29年8月策定)に基づき、「どこを見ても庭園のように設えられている」緑の文化首都・京都を実現するため、地域力を活かした市街地緑化を推進している。

「市街地緑化の在り方」にも掲げている「雨庭」は、地上に降った雨水を、下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った植栽空間であり、修景・緑化に加え、雨水流出抑制、水質浄化、ヒートアイランド現象の緩和などの効果が期待されることから、近年広まりつつある「グリーンインフラ」の一つとして注目されている。

京都では、この機能を取り入れた美しい庭園が寺社などで古くから造られてきたが、そうした庭園文化を継承している京都の造園技術者との協働により、「雨庭」の整備を公共用地で進め、市街地緑化はもとより、まちの安心・安全の向上を図るものである。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本市が進めている雨庭整備は、京都の伝統文化のひとつである作庭技術、あるいは京都産の造園資材や在来種植物を取り入れることで、身近な公共空間において、庭園文化を感じられる質の高い空間の創出を推進する。本事業を推進していくことで、緑の文化首都・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進されることとなる。



写真 7-12-1 四條堀川交差点1



写真 7-12-2 四條堀川交差点2

(12) 史跡公園整備事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業	R1～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 史跡山科本願寺跡及び南殿跡

(事業内容)

史跡山科本願寺跡及び南殿跡については、我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要な遺跡であり、遺産相続に基づく細分化・売却・開発等から守るため公有化を進めている。公有化後は、文化財保護法における文化財の保護・継承・活用を前提とした山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園仮整備の基本計画に基づき史跡公園整備を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

史跡山科本願寺跡及び南殿跡は、屈曲する土塁・堀に囲まれた中世寺内町という全国でも特異な史跡の特徴と価値を有し、奥田家をはじめとする地域住民によって土地の歴史が守られてきた経緯と場が本市の成り立ちを考えるうえで重要である。

当該事業によって、史跡公園整備が進むことで、祈りの信仰の歴史的風致が維持向上されるとともに、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。



新（P7-44）

る特有の優れた都市の風景を形成しており、本市の景観を構成する重要な要素であり、京都の人々にとって、かけがえのないものである。また、世界文化遺産をはじめとする多くの寺社や歴史的建造物などが三山の山麓部に位置し、森林と一体となって、趣ある景観と風趣、荘厳な雰囲気醸し出している。

しかしながら、近年、人々の暮らしが森林と密接な関係を持たなくなったため、三山の森林の植生が変化してきている。

このため、三山の森林のあるべき方向性と森林像を選択的に抽出する「森林景観保全・再生ガイドライン」に基づき、京都らしい美しい森林と豊かな自然環境をもつ森林として再生し、歴史都市・京都にふさわしい森林景観の形成を目指すとともに、自然との共生、「木の文化」を大切にすまちづくりに取り組むことにより、京都の自然環境と一体となった景観及び歴史的風致を維持・向上させる。

(3) 良好な景観の誘導

ア 屋外広告物適正化推進事業等

景観の阻害要因となる違反広告物の撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
屋外広告物適正化推進事業	H18～	市単独事業
広告景観づくりデザイン助成事業	H19～	市単独事業
屋外広告物の簡易除却	R1～	市単独事業 (委託事業はH16まで府補助金)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

京都にふさわしい広告景観の創出に向け、全市域を対象に行政代行も視野に入れた集中的な是正指導の取組を行い、違反状況の解消に努めることにより、当初推定で約7割が違反状態であったものが、平成30年度末時点で条例に沿って適正に表示いただいている広告は、全体の約97%にまで向上した。

また、条例に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等に対して、職員又は屋外広告物法第7条第4項に基づき本市が権限を委嘱したボランティア団体による随時の除却を行っている他、市内幹線道路にある電柱や道路柵等を対象に定期的に除却もしている。

更に、平成19年度から、広告景観の向上に寄与する、優良な屋外広告物を設置する者に対し、設置費用等を補助する制度として、京都市優良屋外広告物補助金交付制度を設け、優良な広告景観の誘導を行ってきたが、平成28年度からは、制度を京都市広告景観づくり補助金交付制度と改め、これまでから補助対象であった優良なデザインの屋外広告物に加えて、京都にふさわしい広告景観の形成に有効な和風の素材を用いた広告物である「のれん・ちょうちん」に対する補助を拡充し、広告景観の一層の向上に取り組んでいる。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な

旧（P7-42）

る特有の優れた都市の風景を形成しており、本市の景観を構成する重要な要素であり、京都の人々にとって、かけがえのないものである。また、世界文化遺産をはじめとする多くの寺社や歴史的建造物などが三山の山麓部に位置し、森林と一体となって、趣ある景観と風趣、荘厳な雰囲気醸し出している。

しかしながら、近年、人々の暮らしが森林と密接な関係を持たなくなったため、三山の森林の植生が変化してきている。

このため、三山の森林のあるべき方向性と森林像を選択的に抽出する「森林景観保全・再生ガイドライン」に基づき、京都らしい美しい森林と豊かな自然環境をもつ森林として再生し、歴史都市・京都にふさわしい森林景観の形成を目指すとともに、自然との共生、「木の文化」を大切にすまちづくりに取り組むことにより、京都の自然環境と一体となった景観及び歴史的風致を維持・向上させる。

(3) 良好な景観の誘導

景観の阻害要因となる違反広告物の撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
屋外広告物適正化推進事業	H18～	市単独事業
広告景観づくりデザイン助成事業	H19～	市単独事業
屋外広告物の簡易除却	R1～	市単独事業 (委託事業はH16まで府補助金)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

京都にふさわしい広告景観の創出に向け、全市域を対象に行政代行も視野に入れた集中的な是正指導の取組を行い、違反状況の解消に努めることにより、当初推定で約7割が違反状態であったものが、平成29年度末時点で条例に沿って適正に表示いただいている広告は、全体の約96%にまで向上した。

また、条例に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等に対して、職員又は屋外広告物法第7条第4項に基づき本市が権限を委嘱したボランティア団体による随時の除却を行っている他、市内幹線道路にある電柱や道路柵等を対象に定期的に除却もしている。

更に、平成19年度から、広告景観の向上に寄与する、優良な屋外広告物を設置する者に対し、設置費用等を補助する制度として、京都市優良屋外広告物補助金交付制度を設け、優良な広告景観の誘導を行ってきたが、平成28年度からは、制度を京都市広告景観づくり補助金交付制度と改め、これまでから補助対象であった優良なデザインの屋外広告物に加えて、京都にふさわしい広告景観の形成に有効な和風の素材を用いた広告物である「のれん・ちょうちん」に対する補助を拡充し、広告景観の一層の向上に取り組んでいる。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な

新 (P7-45)

旧 (P7-43)

要素の一つであることから、市内全域において地域の特性に応じた規制や条例の趣旨に沿った是正指導、また、京都にふさわしい広告物に対する補助を行うことにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが更に推進される。

イ 魅力ある夜間景観づくり

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
魅力ある夜間景観づくり	H30～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市内全域
(事業内容)

京都市では、都市での暮らしや営みを生き活きたとしたものとし、新たな価値を創造する都市としていくことを目標とし、日中だけでなく夜においても魅力的な京都ならではの景観づくりに取り組んでいる。夜間景観の現状調査や仮設の照明設置等による社会実験を経て、今後は指針等の策定に向けて検討を進めていく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

夜間景観は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、地域の特性に応じた夜間景観を誘導することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが更に推進される。



写真 7-27 屋外広告物の簡易除却



写真 7-〇 三条大橋における社会実験

要素の一つであることから、市内全域において地域の特性に応じた規制や条例の趣旨に沿った是正指導、また、京都にふさわしい広告物に対する補助を行うことにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが更に推進される。



写真 7-27 屋外広告物の簡易除却

新 (P7-58)

とによって、市民が生活の中で伝統文化・伝統芸能を身近に感じ、体験することができる機会を創出し、今まで伝統文化・伝統芸能に親しんでいなかった層がこれらの伝統芸術に関わるきっかけとなり、伝統文化・伝統芸能の維持・発展につながり、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

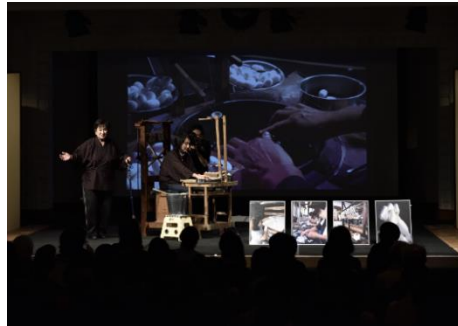


写真 7-30-2 伝統芸能文化創生プロジェクト

(イ) 京都文化祭典事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都文化祭典	H16~H28	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

13年間にわたり毎年、秋の約1箇月半の間、京都の神社仏閣や京都コンサートホールなど、まち全体を舞台に、京都が内外に誇る伝統芸能や先駆的な文化芸術の催しを行った。

また、京都市の他の事業との連携を図りながら様々なイベントを行ったほか、市内の文化団体等に「協賛事業」としての参画を呼びかけた。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都の歴史的な神社仏閣や市内の様々な施設において、京都が悠久の歴史の中で培ってきた伝統芸能から先駆的な文化芸術を発信することによって、京都が世界に誇る「文化芸術都市」であるということをアピールし、文化芸術を活かしたまちづくりを推進することにつながる。

(ウ) 市民狂言会

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
市民狂言会	S32~	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 京都観世会館
(事業内容)

大蔵流茂山千五郎家・忠三郎家の協力のもと、市民の皆様が親しまれる狂言会として、毎年4回「市民狂言会」を開催する。
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の古典芸能である狂言が持っている「親しみやすさ」という利点を活かし、伝統芸能への理解を深める第一歩となる事業であり、市民への伝統文化の普及、振興につなげていく。

昭和32年度から開催されている市民狂言会は、平成29年度で60周年を迎え、200回以上の開催を数えており、すでに京都の年中行事の一つとして定着している。今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-31 市民狂言会 撮影：清水俊洋

(エ) 京都新能

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都新能	S25~	市単独事業 <u>(日本芸術文化振興基金からの助成も有)</u>

(事業主体) 京都市、一般社団法人京都能楽会、
ロームシアター京都 (公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団)

(事業区域) 平安神宮

(事業内容)

年6月1日・2日に、平安神宮の境内で新能を開催。昭和25年から毎年開催しており、京都の年中行事の一つとして、初夏の京都を彩る。

旧 (P7-56)

とによって、市民が生活の中で伝統文化・伝統芸能を身近に感じ、体験することができる機会を創出し、今まで伝統文化・伝統芸能に親しんでいなかった層がこれらの伝統芸術に関わるきっかけとなり、伝統文化・伝統芸能の維持・発展につながり、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-30-2 伝統芸能文化創生プロジェクト

(イ) 京都文化祭典事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都文化祭典	H16~H28	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

13年間にわたり毎年、秋の約1箇月半の間、京都の神社仏閣や京都コンサートホールなど、まち全体を舞台に、京都が内外に誇る伝統芸能や先駆的な文化芸術の催しを行った。

また、京都市の他の事業との連携を図りながら様々なイベントを行ったほか、市内の文化団体等に「協賛事業」としての参画を呼びかけた。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都の歴史的な神社仏閣や市内の様々な施設において、京都が悠久の歴史の中で培ってきた伝統芸能から先駆的な文化芸術を発信することによって、京都が世界に誇る「文化芸術都市」であるということをアピールし、文化芸術を活かしたまちづくりを推進することにつながる。

(ウ) 市民狂言会

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
市民狂言会	S32~	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 京都観世会館
(事業内容)

大蔵流茂山千五郎家・忠三郎家の協力のもと、市民の皆様が親しまれる狂言会として、毎年4回「市民狂言会」を開催する。
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の古典芸能である狂言が持っている「親しみやすさ」という利点を活かし、伝統芸能への理解を深める第一歩となる事業であり、市民への伝統文化の普及、振興につなげていく。

昭和32年度から開催されている市民狂言会は、平成29年度で60周年を迎え、200回以上の開催を数えており、すでに京都の年中行事の一つとして定着している。今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-31 市民狂言会 撮影：清水俊洋

(エ) 京都新能

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都新能	S25~	市単独事業※

※ 国の支援等を受けずに事業を行っているという意味。事業自体は京都市と京都能楽会の共催で実施している。

(事業主体) 京都市、一般社団法人京都能楽会、
ロームシアター京都 (公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団)

(事業区域) 平安神宮

(事業内容)

年6月1日・2日に、平安神宮の境内で新能を開催。昭和25年から毎年開催しており、京都の年中行事の一つとして、初夏の京都を彩る。

(6) 世界歴史都市連盟を通じた京都の魅力発信

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大	H6～	任意団体 (世界歴史都市連盟) の事業

(事業主体) 世界歴史都市連盟

(事業内容)

世界歴史都市連盟の活動

「世界歴史都市連盟」は、歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が、将来にわたって日常的な交流を促進するために設立された組織である。従来の姉妹都市交流を超えた多角的な都市間交流の方途を開くことにより、人権、民族、宗教、国境などを巡る地域的な紛争や国家間の争いが今なお跡を絶たない現在の世界情勢にある中、世界平和の達成に貢献できることを願って設立されたもので、京都市が会長と事務局を務めている (会員都市数 **117** 都市 (65 箇国・地域) **令和元年11月**現在)。連盟の主な活動は、原則2年に一度の「世界歴史都市会議」の開催や機関紙の刊行などである。

②次回世界歴史都市会議開催に向けた取組

次回の「第 **17** 回世界歴史都市会議」は、**2020年6月にロシア連邦のカザン市**で開催予定である。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

世界歴史都市連盟の活動を通じて、国内外を問わず各歴史都市との交流や情報交換、京都市の歴史遺産の保存の取組の発信を行うことにより、文化の発信・発展につながる結果、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(7) 「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業	H20～H22	社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業) (H21 まで地域住宅交付金) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都市では、「環境モデル都市行動計画」において、「木の文化を大切にすまち・京都」戦略を掲げており、これを推進するため、平成20年12月に「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議を設置した。平成21年度は、下記の3つのテーマについて、市民会議に設けたプロジェクトチームを中心に検討し、市民会議として成果を取りまとめ、平成22年度以降の具体的な取組につなげていく。

①「京都環境配慮建築物 (CASBEE 京都)」検討プロジェクトチーム

京都らしい景観と調和した環境負荷の少ない建築物の認証基準の作成及びこれを核とした認証制度の設計

②「平成の京町家」検討プロジェクトチーム

良好な景観との調和を目指した低炭素建築物としてのモデル住宅の開発・建設等

③「森と緑」検討プロジェクトチーム

日々の暮らしの中で「木の文化」を大切にすための具体的な行動や方法の検討

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本市の4分の3を占める森林は、山紫水明といわれる京都の美しい自然景観を形作り、また、京町家等に代表される木造家屋への木材供給源という京都を特徴づける「木の文化」の中心である。

「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業における検討及び具体的な取組が、京都の歴史的建造物や伝統文化、伝統産業と密接な関係を持つ森林の保全とともに、京都の人々との関わりを強め、歴史都市・京都の自然景観・町並み景観を向上させ、自然と共生し、「木の文化」を大切にすまちづくりが推進される。そして更に、京都全体の歴史的風致そのものを維持向上させることにつながる。

(6) 世界歴史都市連盟を通じた京都の魅力発信

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大	H6～	任意団体 (世界歴史都市連盟) の事業

(事業主体) 世界歴史都市連盟

(事業内容)

世界歴史都市連盟の活動

「世界歴史都市連盟」は、歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が、将来にわたって日常的な交流を促進するために設立された組織である。従来の姉妹都市交流を超えた多角的な都市間交流の方途を開くことにより、人権、民族、宗教、国境などを巡る地域的な紛争や国家間の争いが今なお跡を絶たない現在の世界情勢にある中、世界平和の達成に貢献できることを願って設立されたもので、京都市が会長と事務局を務めている (会員都市数 **115** 都市 (65 箇国・地域) **平成29年12月**現在)。連盟の主な活動は、原則2年に一度の「世界歴史都市会議」の開催や機関紙の刊行などである。

②次回世界歴史都市会議開催に向けた取組

次回の「第 **16** 回世界歴史都市会議」は、**2018年9月にトルコのブルサ市**で開催予定である。(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

世界歴史都市連盟の活動を通じて、国内外を問わず各歴史都市との交流や情報交換、京都市の歴史遺産の保存の取組の発信を行うことにより、文化の発信・発展につながる結果、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(7) 「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業	H20～H22	社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業) (H21 まで地域住宅交付金) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都市では、「環境モデル都市行動計画」において、「木の文化を大切にすまち・京都」戦略を掲げており、これを推進するため、平成20年12月に「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議を設置した。平成21年度は、下記の3つのテーマについて、市民会議に設けたプロジェクトチームを中心に検討し、市民会議として成果を取りまとめ、平成22年度以降の具体的な取組につなげていく。

①「京都環境配慮建築物 (CASBEE 京都)」検討プロジェクトチーム

京都らしい景観と調和した環境負荷の少ない建築物の認証基準の作成及びこれを核とした認証制度の設計

②「平成の京町家」検討プロジェクトチーム

良好な景観との調和を目指した低炭素建築物としてのモデル住宅の開発・建設等

③「森と緑」検討プロジェクトチーム

日々の暮らしの中で「木の文化」を大切にすための具体的な行動や方法の検討

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本市の4分の3を占める森林は、山紫水明といわれる京都の美しい自然景観を形作り、また、京町家等に代表される木造家屋への木材供給源という京都を特徴づける「木の文化」の中心である。

「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業における検討及び具体的な取組が、京都の歴史的建造物や伝統文化、伝統産業と密接な関係を持つ森林の保全とともに、京都の人々との関わりを強め、歴史都市・京都の自然景観・町並み景観を向上させ、自然と共生し、「木の文化」を大切にすまちづくりが推進される。そして更に、京都全体の歴史的風致そのものを維持向上させることにつながる。